

となみ衛星通信テレビ株式会社、砺波広域圏 CATV 施設 光テレビ加入契約約款

（重要事項ですので必ずお読みください。また、お読みになった後も保管をお願いいたします。）

第1章 総則

【約款の適用】

第1条 となみ衛星通信テレビ株式会社（以下当社といいます）は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

【用語の定義】

第3条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器。ケーブルテレビ用チューナー（以下「STB」といいます）
2 IC カード	STB に常時装着されることにより、STB を制御し、契約者の視聴履歴を記録するための IC を組み込んだカード
3 B-CAS カード	地上デジタル、BS デジタル放送用 IC カード
4 C・CAS カード	CS デジタル放送用 IC カード
5 ACAS チップ	STB に搭載されることにより STB を制御する新 CAS 方式が組み込まれた、STB に実装される IC チップ
6 V-ONU	光放送端末

第2章 契約

【契約単位】

第4条 加入契約は、加入世帯引込線 1 回線毎行います。引込線 1 回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯および各企業ごとに契約を行うものとしします。

【契約の成立】

- 第5条 加入契約は、契約者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書兼契約書に必要事項を記入の上提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。
- 2 契約者は加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者がある時には、予め必要な承諾を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとしします。
- 3 当社は次の場合には加入契約を承諾しない場合があります。
- (1)引込設備及び宅内設備を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2)契約の申込みをした者が料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

【特典供与に関する最低利用期間・違約金等】

第6条 契約者は、当社が実施する工事割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとしします。

【加入申込みの撤回等】

- 第7条 契約者は、加入申込みの日から起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、当社に対し同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第 1 項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 4 前項の規定にかかわらず加入契約後、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、契約者はその工事に要した全ての費用および受信機等の撤去に伴う工事費用を負担するものとしします。また、契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしします。

【当社が提供するサービス】

- 第8条 当社は、サービス提供区域において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持および運営に当たります。また当社は契約者に次のサービスを提供します。
- (1) 放送事業者のテレビジョン(多重放送を含む)放送を再放送する業務
- (2) ラジオ放送（FMおよびデジタル放送）およびデジタルデータ放送を再放送する業務
- (3) 基本利用料内テレビジョン自主放送番組提供を行なう業務
- (4) 基本利用料内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送番組(以下「有料番組」といいます) の提供を行なう業務
- (5) 上記事業に附帯するサービス業務
- 2 となみ衛星通信テレビスマートテレビコースは別に定める「となみ衛星通信テレビスマートテレビコース利用規約」により提供するものとしします。

第4章 料金等

【加入料金】

第9条 契約者は、別表に定めた加入料金を支払うものとしします。

- 2 加入料は、別に定める加入促進期間において、これを減額する場合があります。また、支払方法については、当社が定める分割払い方式があります。
- 3 契約者は、加入料分割払い方式の支払い途中において、契約解除又は一時休止がなされた場合でも、その加入料分割払いの全額を当社に支払うものとしします。

【利用料金】

- 第10条 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月とし暦月単位で契約者の料金計算を行います。
- 2 契約者は、別表に定める月額基本利用料を、暦月の 1 ヶ月毎に当社に支払うものとしします。なお、途中で契約解除又は一時休止がなされた場合、申請を受理した日の属する月の料金をもって精算し、残金は返金するものとしします。
- 3 月額基本利用料金をサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとしします。また、有料番組及び付加サービス等のサービスを受けた場合には、前号の月額利用料金の他に別表に定める有料番組及び付加サービスの提供を受け始めた日の属する月から月額利用料金を支払うものとしします。
- 4 契約者が複数台の STB を利用する場合の月額利用料金は、1 台目は月額利用料金の大きいコースの STB とし、2 台目以降も同様の順に起算するものとしします。
- 5 当社が設定した加入料金及び月額利用料金の中には、放送法に基づく日本放送協会（以下「NHK」といいます）及び株式会社 WOWOW（以下「WOWOW」といいます）の放送受信料金は含まないものとし、契約者は別途契約する NHK、WOWOW に対して放送受信料金等を支払うものとしします。
- 6 落雷等の天災その他止むを得ない事由により、当社が第 8 条(当社が提供するサービス)に定めるサービス提供が出来なかった場合が生じても、利用料金の減額はしないものとしします。
- 7 物価の変動、設備の更新、社会経済情勢の変化等の事由により、諸料金を改定した場合には、改訂された金額を当社に支払うものとしします。改定の 1 ヶ月前までに当該加入者に通知します。ただし、利用料金を前納した契約者の未経過期間についてはこれを据え置くものとしします。

【工事費】

第11条 契約者は契約成立後、当社の指定する日に別表に定める工事費を支払うものとしします。なお工事費の請求は、原則工事完了翌月になります。

【支払方法】

- 第12条 契約者が当社に支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とします。当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払いも可能とします。この場合の支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとしします。
- 2 当社は、原則として契約者に対する請求書及び領収書の発行は行わないものとする。

【責任事項】

- 第13条 当社が第 8 条(当社が提供するサービス)に定めるサービスで(1)および(2)に定める再放送業務を 1 ヶ月のうち 10 日以上継続してそのサービスが提供できなかった場合は当該月分の、また 2 ヶ月にわたり引き続き 10 日以上 20 日未満の間サービスの提供ができなかった場合は初月分の利用料金は、第 10 条(利用料金)の規定にかかわらず無料とします。

第5章 機器および施設等

【STB 等機器の貸与】

- 第14条 当社は契約者に対し、STB 等を加入コースに対応した機器を貸与します。その場合貸与した機器は解約時には当社へ返納するものとしします。
- 2 契約者に貸与された機器は善良なる管理者の注意をもって取扱い、当社の承諾なしに移動または取り外し等は行わないものとしします。
- 3 契約者の故意または過失により貸与機器が破損または紛失した場合には、その相当分を当社に支払うものとしします。また、これに伴い必要となる消耗品等の費用に関しても契約者が負担するものとしします。
- 4 デジタル放送は、当社が指定する STB 等を設置する場合のみ利用できるものとする。

【B-CAS カード、C・CAS カード及び ACAS チップ】

- 第15条 デジタル放送サービスの提供を受ける契約者は、デジタル放送用の B-CAS カードまたは ACAS チップおよび C・CAS カードを使用するものとしします。
- 2 B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ピーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- 3 C・CAS カードの所有権は当社に帰属し、当社手配以外によるデータの追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失については、契約者が賠償するものとしす。また、契約者が C・CAS カードを破損または紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとしします。
- 4 解約時には B-CAS カードおよび C・CAS カードを当社に返却するものとしします。
- 5 ACAS チップは STB に実装されており、取り外しはできません。ACAS チップが実装された STB が故障した場合は一体での交換となります。

【施設の設置及び費用の負担】

- 第16条 当社は当社が設置する施設(以下「本施設」といいます)のうち、放送センターから幹線(クロージャー)までの設備の設置に要する費用を負担します。契約者は引込工事(幹線(クロージャー)から V-ONU までの設置)および宅内工事（V-ONU 出力端子から受信機までの設置）に要する費用は、契約者が負担します。
- 2 引込工事における契約者の希望による特別工事に関わる費用は、契約者が負担するものとしします。また、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、契約者敷地内および宅内の特別工事を必要とする場合は、契約者がその費用を負担するものとしします。
- 3 本施設の設置工事は、当社または当社が指定する工事業者が行うものとしします。

【施設の所有関係】

第17条 本施設のうち、放送センターから V-ONU 出力端子までの施設および STB 等の貸与機器は当社の所有とします。本施設のうち第 16 条で規定する自営柱、地下埋設設備等および V-ONU 出力端子以降の全ての宅内の施設(STB 等の貸与機器は除く)は契約者の所有とします。

【施設の維持管理】

- 第18条 当社は放送センターから V-ONU 出力端子までの施設について維持管理します。
- 2 契約者は当社施設の維持管理上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとしします。

【故障】

- 第19条 当社または当社が指定する工事業者は、当社が提供するサービスを受信に異常が生じた場合または当社が提供するサービスを受信する施設に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。
- 2 当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が契約者の所有する受信設備及びテレビジョン受像機等施設等、契約者の施設の場合は、その設備の修復を契約者が行い、その費用を負担するものとする。
- 3 契約者は、故意または過失により当社の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとしします。

【便宜の提供】

第20条 当社または当社の指定する工事業者は、設備の調査・修復・撤去を行うため契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとしします。

【設置場所の変更等】

- 第21条 契約者は当社の光サービス提供区域内に限りテレビジョン受像機および受信機の設置場所を変更することができます。
- 2 契約者は前項の規定によりテレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、当社または当社の指定する工事業者にその旨を申し出るものとしします。
- 3 契約者は前項の変更に要する費用を負担するものとしします。

第6章 契約の変更・一時中止等

【名義変更】

- 第22条 契約者の契約事項について次の各号に掲げる異動が生じた場合、契約者およびその相続人または承継人は契約者の確認を得てその名義を変更することができるものとしします。
- (1) 相続があったとき
- (2) 当社のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき
- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、契約者または契約者の相続人ならびに承継人は、この際当社に対しすみやかに当社制定の用紙によって届けるものとしします。

【一時休止】

- 第23条 契約者は、サービス提供の一時休止、又は、その再開を希望する場合は、ただちに当社にその旨を文書で申し出るものとしします。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの料金は無料とします。なお、一時休止および、その再開により工事費が発生する場合、契約者はその費用を負担するものとしします。
- 2 一時休止期間は当社が第 6 条(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)の規定により設定する最低利用期間との関係では、契約者の利用期間に含めないものとしします。

【利用停止】

- 第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（その光テレビサービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その受信設備切断し、光テレビサービスの利用を停止することができます。
- (1) 月額利用料金または加入料分割払い分を 3 ヶ月以上また、その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
- (2) 契約の申込に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) この約款の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、光テレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

【契約者の申出による解約】

- 第25条 契約者は、自己の都合によって解約しようとする場合、解約を希望する場合はただちに文書により当社にその旨を申し出るものとしします。
- 2 加入契約が解約となった場合、すでに支払われた加入料については返還しないものとする。

- 3 契約者は、前項の解約に伴う STB の撤去およびそれに付帯する工事費用を負担するものとしします。また、解約に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしします。

- 4 解約の場合は、解約を申し出た日の属する月までの料金を支払うものとしします。

【当社が行う契約の解除】

- 第26条 契約者が、負担すべき料金を相当の期間滞納した場合等で当社による料金の回収が困難となった場合、当社は契約者との契約を解除します。
- 2 契約者は、契約の解除に伴い契約者が所有もしくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担するものとしします。
- 3 第 24 条（利用停止）の規定により光テレビサービスの利用停止をされた契約者が、さらに 3 ヶ月が経過してもなお入金のないとき、あるいはその事実を解消しないとき、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
- 4 第 24 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、光テレビサービスの利用停止をしないで催告なしにその契約を解除することがあります。
- 5 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとしします。
- 6 第 20 条（便宜の提供）の規定に反して、当社または当社の指定する業者の立入りによる業務の実施を契約者が正当な理由なく拒否された場合には、当社は催告なしに契約者との契約を解除することがあります。
- 7 本条に規定する解除がなされた場合の料金の支払等は、第 25 条（契約者の申出による解約）の規定に準じた取扱いとします。

第7章 雑則

【免責事項】

第27条 天変・地変・落雷等、その他予測できない事由による契約者の所有物の損害、あるいは当社の提供するサービスを停止せざる得なくなった場合については、当社はその責を問われないものとしします。

【放送内容の変更および著作権・著作隣接権侵害の防止】

- 第28条 当社は、止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。
- 2 契約者は個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製および、かかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権侵害を侵害する行為をすることはできません。

【録画機能付き STB 等の貸与機器に関する免責事項】

- 第29条 加入契約の解約時や故障等での交換時、当社は契約者に通知なく、録画機能付き STB に録画された番組データおよび個人情報を消去できるものとし、契約者はこれを了解するものとしします。
- 2 録画機能付き STB 等の故障・不具合・誤操作、その他の理由により、放送番組が、正常に録画または再生できなかった場合、当社は一切の補償責任を負わないものとしします。また、録画機能付き STB 等の故障・不具合・その他の理由による修理および機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとしします。

【加入者に係る情報の取扱い】

第30条 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

【サービスの無断使用・営利使用の禁止】

第31条 契約者が記録装置、配線等により当社が提供するサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

【定めなき事項】

第32条 この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決にあたるものとしします。

【約款の改正】

- 第33条 当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改正する場合があります。
- 2 契約者は、前項による改正後の約款の内容を当社が契約者に通知したとき、または、当社のホームページ上で閲覧可能にしたときから、改正後の約款に従うものとしします。

<付 則>

- 1 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付すことができるものとしします。
- 2 この約款は、令和 6 年 6 月 1 日より施行します。